

平成 30 年 2 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社大和証券グループ本社
代表者名 執行役社長 中田 誠司
(コード番号 8601 東証・名証 (第 1 部))

英国現地法人に対する訴訟の判決に関するお知らせ

株式会社大和証券グループ本社の英国現地法人である大和証券キャピタル・マーケッツヨーロッパリミテッド (以下「DCME」) が、Singularis Holdings Limited (以下「SHL」) から提起された訴訟について、英国控訴院に控訴していましたが、この度、判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日

英国控訴院民事部 (The Court of Appeal Civil Division)
平成 30 年 2 月 1 日

2. 判決の内容

裁判所は、英国高等法院衡平法部の判決内容を支持し、DCME の控訴を退けました。

3. 今後の対応

本判決において、DCME の主張が認められなかったことは大変遺憾であります。DCME としては、判決の内容を十分に精査したうえで、上告する方針です。

なお、当社は既に、本訴訟に係る引当金を計上しておりますが、今後、引当金の追加計上と公表済みの第 3 四半期連結決算の一部修正を行なう可能性があります。今後開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせします。

4. 訴訟の経緯

平成 21 年 6 月及び 7 月、DCME は、SHL の 100%株主であり、且つ、SHL の取締役会長を務めること等によって同社を支配していた人物から、同人が支配しているグループ会社に対し SHL との取引清算代金を支払うよう指示を受けました。DCME は、送金の根拠となる資料を SHL から受領する等、合理的な手続きを履践したうえで、当該送金指示を拒む正当な理由がないことから、送金を実施しました。

平成 26 年 7 月、SHL の管財人から、DCME に対し、SHL の株主からの詐欺的且つ不正な送金指示に基づき SHL の資金を第三者に送金したとして、上記取引清算代金 (2 億 449 万米ドル) の支払いを求める損害賠償請求訴訟が提起されました。

平成 29 年 2 月 16 日、英国高等法院衡平法部において、DCME が SHL に対し 1 億 5,280 万米ドルを支払うよう命ずる第一審判決が言い渡され、DCME は控訴しておりました。

【ご参考】平成 29 年 2 月 17 日付ニュースリリース

「英国現地法人に対する訴訟の判決に関するお知らせ」

http://www.daiwa-grp.jp/data/attach/2090_19_20170217a.pdf

以 上

<お問い合わせ先>

大和証券グループ本社 広報部 鈴木・青山・大橋・桑原・上岡 (Tel. 03-5555-1165)